

春日部市法人市民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

春日部市法人市民税の特例に関する条例（平成17年条例第76号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(法人税割の税率の特例) 第2条 昭和51年5月1日から平成23年4月30日までの間に終了する各事業年度分の <u>法人税割</u> の税率は、市税条例第34条の4の規定にかかわらず、100分の14.7とする。	(法人税割の税率の特例) 第2条 昭和51年5月1日から平成23年4月30日までの間に終了する各事業年度分の <u>法人税割及び同期間内の解散又は合併による清算所得に対する法人税額（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一分配により納付すべき法人税額を含む。）に係る法人税割</u> の税率は、市税条例第34条の4の規定にかかわらず、100分の14.7とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日部市法人市民税の特例に関する条例の規定は、平成22年10月1日以後の法人の解散又は合併による清算所得に対する法人税額（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一分配により納付すべき法人税額を含む。以下同じ。）に係る法人税割について適用し、同日前の法人の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人税割については、なお従前の例による。